

坂監公表25第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき平成25年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成26年3月3日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 楠 井 常 夫

平成 25 年度定期監査報告書

平成 25 年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

第 1 監査の内容

主に平成 25 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までに執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理について、地方自治法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）及び第 15 項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に則って行われているかについて監査を実施した。

第 2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
総 務 部	・秘書広報課・職員課・危機監理室・総務課 ・政策課（企業立地推進室）・税務課・資産税課
市民生活部	・市民課・人権課・環境交通課・生活課
健康福祉部 （福祉事務所）	・けんこう課・ふくし課・こども課・かいご課
建設経済部	・産業課・にぎわい室・地籍調査推進室・建設課 ・みなと課（港務所）・都市整備課
教育委員会	・教育総務課・学校教育課・生涯学習課（公民館等） ・文化振興課（美術館等）・図書館
消防本部	・庶務課・予防課・消防署
農業委員会	事務局
選挙管理委員会	事務局
議会事務局	事務局
水道局	・監理課・工務課
市立病院	・庶務課・医事課

第 3 監査の期間

平成 25 年 10 月 4 日から同年 11 月 18 日まで

第 4 監査の方法

今回の監査は、執行した事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等を主眼におき、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性、有効性の確保に留意して行政的監査を行った。

監査対象部課からは、職員の事務分担表、主要な年間事務事業の計画及び実績、懸案事項及び業務に関する問題点、委託料調書、負担金補助及び交付金調書、工事請負費調書、備品購入費調書、各施設状況調書、管理運営に当たっての問題点及び今後の課題、

使用料及び手数料調書，扶助費調書，貸付金調書，特別会計調書，基金調書などの監査資料の提出を求め，通査するとともに事業の執行について関係職員より説明を聴取し，必要に応じて出先機関に出向いて監査を実施した。

第5 監査委員の除斥

- (1) 人権課の監査において，本多聰監査委員は地方自治法第199条の2に規定により除斥されました。
- (2) 議会事務局の監査において，楠井常夫監査委員は地方自治法第199条の2により除斥されました。

第6 監査の結果

監査の結果，事務の執行については概ね適正に処理されていると認められたが，一部事務処理において，改善，検討等を要する事項が見受けられた。

なお，監査執行過程において比較的軽微な事項についてはその都度関係各課に注意を行い，あるいは口頭により善処するよう指導し，記載を省略しているが，指摘及び善処を要する事項については監査委員の意見を下記のとおり付するものである。

今後，事務の執行にあたっては，指摘及び善処を要する事項に十分留意するとともに，改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき，遅滞なく通知されたい。

今回の監査で指摘及び善処を要する事項

(1) 各課共通事項

市では行政改革を進め，スリムな組織体制のもと効率的な市政運営を行っている。職員体制については，多様化・複雑化した市民ニーズへのきめ細かな対応はもとより，新しい施策等への対応により業務量が増加している。現況は定数外職員で対応している部署が多くなっている。部署によっては，専門的な技能や資格を有する定数外職員を長期に任用することで，業務の遂行が可能な状況になっているため，今後，新たな課題に対して，適時適切に応える職員体制を求める。

(2) 各課個別事項

【総務部】

職員課： 人事労務管理について，今回の定期監査の中で，権限移譲や多様化した市民ニーズへの対応などにより，業務量が増大し，職場環境も大きく変化し，病気等で休職者が増加している。また，定員適正化計画で正規職員数の削減に取り組んでおり，嘱託職員等を雇用することで，業務の遂行が可能な状況になっている。今後，業務量の変動が十分予想されるので，その時々に見合った職員の適正な配置を要望する。

危機監理室： 災害により避難情報を出す場合、高齢者等は避難に時間がかかるため、早めの情報発信が重要である。災害発生が予測される時には、様々な状況を想定し、早期にきめ細かな情報発信に努められたい。また、土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップは作成後、如何に活用するかが目的である。今後、地域や各家庭などで有効活用できる、取り組みを要望する。

【市民生活部】

環境交通課：①循環バス事業については、路線変更など様々な試みにより利用者が増加傾向にある。今後は各商業施設とのタイアップなど様々な面から利用者の増加を図り、市の活性化に繋げられるよう要望する。

②人員体制について、交通政策の分野で従前からの業務に加え、循環バスやデマンドタクシーなど新規の事業により業務量が増加している。人員の配置について、関係課と協議・検討を要望する。

人 権 課： 男女共同参画における女性委員や女性管理職の比率増加の取り組みについて、委員会の性質など様々な条件が加味され一概に扱えないところではあるが、男女共同参画の主旨を踏まえた形での啓発を要望する。

【健康福祉部】

けんこう課： 特定不妊治療助成制度は、人口増対策にもつながる新規事業であり、市民への周知をさらに進めて頂き、当該事業が効果的に行われるよう要望する。

かいご課： 今後、介護施設や介護サービス需要の急激な増加が予測されるが、市民の健康や幸せを守るため、そこに至る前の介護予防事業に十分力を入れるよう要望する。

【建設経済部】

産 業 課：①さかいでブランド関連やチャレンジショップ支援など、にぎわい室とは別の面から市の活性化を図っている。今後は、新規事業を軌道に乗せて、継続発展されるよう要望する。

②人員体制について、最近の国の農業政策の変更に伴い、業務量も増加している。また、職員の定年退職に伴い事務の引継問題も抱えている。職員体制を整備し、これらの問題を解消するよう要望する。

地籍調査推進室：地籍調査事業については、地元住民の協力が必要不可欠であり、住民への説明は、事業の効果を十分に説明を行い、市民と協力して円滑に事業を進めるよう要望する。

建設課：①人工土地については近代建築の記録と保存を目的とする国際芸術組織である DOCOMOMO の DOCOMOMO100 選に認定されており、専門家の中では社会的価値の高い名建築であると認められているが、その価値が幅広く市民に周知されていない。今後、人工土地を残していくということであれば、そのような社会的価値を市民に周知し、市民に理解を求めながら取り組むよう要望する。
②住宅使用料の未収金について、将来においても回収が見込めないことが明らかなものについては、不納欠損処理を含め、必要な措置を講ずるよう要望する。

みなと課：市の活性化において、経済効果の面で坂出港は重要な役割を担っているため、坂出港のポートセールスを要望する。

【教育委員会】

教育総務課：学校施設について、施設の老朽化によるプールの水漏れ等が深刻化している。改修、修繕には多額の費用がかかることから、プール利用に支障が無いよう取り組み、長期的に施設の方向性を定めるよう要望する。

生涯学習課：公民館の施設整備について、公民館は多くの地元住民が利用している一方で、駐車場の未整備や施設の老朽化などの問題が生じているため、市民が利用しやすい施設整備を行うよう要望する。

文化振興課：万葉会館等の施設管理・運営には、多額の費用がかかることから、各施設の特徴を活かし、施設の利用率向上に努められるよう要望する。

【農業委員会】

農業委員会：農業委員会の業務は、農地の権利移動に係る許可や農地転用に係る意見具申、農地の適正利用の監視・監督に係る措置といった農業委員会の業務はこれまで以上に重要な取り組みが増えてきているので、事務局体制の整備等を図るべきである。体制強化のために人員増員について、協議・検討されるよう要望する。

【消防本部】

消防本部： 119番登録制度について、一人暮らしの高齢者に対して、素早い救急活動を行えることから、今後も、119番登録制度の登録について、啓発活動の推進を要望する。

【市立病院】

庶務課：①医療費の未収金について、ソーシャルワーカーとの相談を通じた各種福祉制度の活用による未収金発生 の早期抑制、あるいは高額療養費が支払われる場合に保険者に医療費を請求するなど、様々な面から未収金問題の改善に努められたい。

②職員の採用については、職種によっては人員の確保が厳しい状況にあることから、関係機関への情報収集を密にするとともに、随時募集など柔軟な対応を行い、必要な人員を確保されるよう要望する。